新発田市総合教育会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長と新発田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき設置する新発田市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

- 第2条 会議は、市長が招集し、議長となる。
- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して、市長と協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

- 第3条 市長は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又 は学識経験を有する者(以下「関係者等」という。)に会議への出席を求め、 当該協議すべき事項に関し、意見を聴くことができる。
- 2 教育委員会は、協議を行うに当たって関係者等に意見聴取を行う必要があると思料するときは、市長に対し、意見聴取の実施を求めることができる。 (会議の公開)
- 第4条 会議は、公開するものとする。ただし、新発田市情報公開条例(平成 14年新発田市条例第34号)第7条各号に規定する不開示情報に関し協議 を行う場合、又は会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著し い支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

(傍聴)

- 第5条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得なければならない。
- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に 定める。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、新発田市公 式ホームページにおいてこれを公表するとともに、一般の閲覧に供するもの とする。ただし、第4条ただし書の規定により会議が非公開となった場合は、 その会議結果の概要を公表する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、みらい創造課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に 定める。